

# 平成22年度 介護保険料が 決定しました

**65歳以上の人の介護保険料は、**  
平成21年中の所得などに応じて算定しています。  
本人や世帯の市民税の課税状況や  
所得などに変動がある場合は、  
昨年度の所得段階と変わることがあります。

なお、介護報酬改定（3%上昇）に伴う介護保険料の上昇分は国からの交付金（国費）により、平成21年度から平成23年度の保険料が軽減されています。

また、災害など特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスを利用したときの自己負担額が変更になるなどの制限（給付制限）があります。

保険料の納付は、基本的に年金から天引きされますが、65歳になって最初の年度や年金額の変更などで、年金から天引きできない場合、納付書や口座引き落としによる納付となります。  
保険料のお知らせは、8月上旬に郵送します。

## 認定申請とサービス利用について

要介護認定申請は、最初に主治医に介護サービスの必要性の有無について相談してください。  
「楽だから」「楽しいから」「頼まれたから」では、申請を受け付けできません。

「地域包括支援センター」や「居宅介護支援事業者」と一緒に作成する介護（予防）プランは、自立や在宅生活を支援するための計画です。  
本人や家族にとって必要とはいえないサービスは、利用者本人の体力低下や介護保険料の上昇につながります。

## 「廃用症候群」にご注意ください。

普段健康な人でも体を動かさなくなると、筋肉や関節、心肺など全身の機能がどんどん低下します。これに伴う様々な不具合症状を「廃用症候群」といいます。

筋肉の衰えは意外と早く、まったく使わないと1週間で20%も低下すると言われています。このため、ますます体を動かさなくなり、最後には寝たきりになってしまうなど、悪循環を引き起こします。

## 平成22年度（平成22年4月～平成23年3月）の介護保険料について

所得階層		年間の保険料
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯員全員が市民税非課税の人	37,650円
第2段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で公的年金など収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	37,650円
第3段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で公的年金など収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	56,475円
第4段階	本人が市民税非課税の人（世帯の中に市民税課税の人がいる）	
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	69,276円
	上記以外の人	75,300円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	88,854円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	94,125円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	112,950円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	131,775円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	150,600円

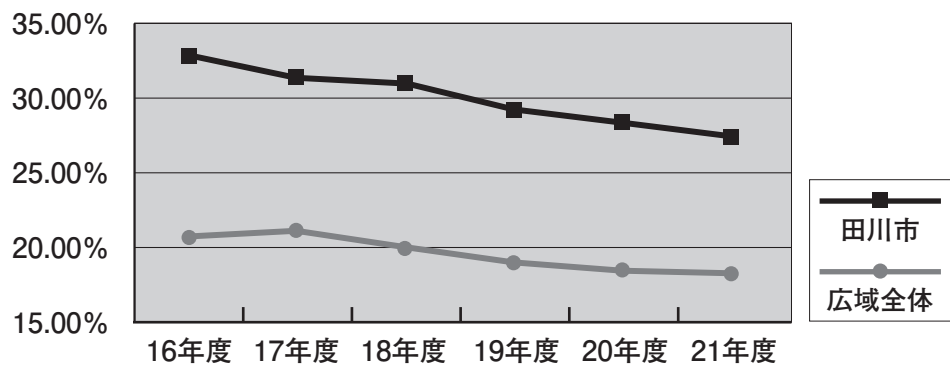
前年度と比べて、同一段階での介護保険料は、変更ありません。

介護保険制度は皆さんが納めた保険料で成り立つ制度です。保険料納付について、ご理解とご協力をお願いします。

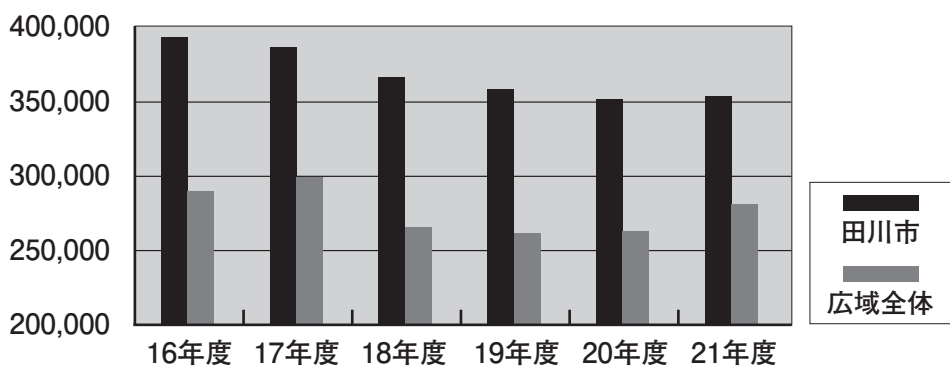


災害や主たる生計者の死亡などで、突発的に著しい収入の減少があった場合、介護保険料や利用料の減免措置が受けられる場合があります。

認定率の推移



一人当たり年間給付費の推移



田川市における認定率、一人当たり給付費は、減少傾向にあります。広域連合全体と比較すると、まだまだ高い水準にあります。

●自分でできることは可能な限り自分で行いましょう。

●サービスの利用を決めるのは、事業者ではなく、本人とご家族です。

●本に必要なサービスを選択して利用することが、利用者本人のためになり、また介護保険料の低下にもつながります。